

議案第20号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月15日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 助産施設（第22条—第25条）
- 第3章 乳児院（第26条—第33条）
- 第4章 母子生活支援施設（第34条—第41条）
- 第5章 保育所（第42条—第49条）
- 第6章 児童厚生施設（第50条—第53条）
- 第7章 児童養護施設（第54条—第62条）
- 第8章 福祉型障害児入所施設（第63条—第70条）
- 第9章 医療型障害児入所施設（第71条—第73条）
- 第10章 福祉型児童発達支援センター（第74条—第77条）
- 第11章 医療型児童発達支援センター（第78条—第80条）
- 第12章 児童心理治療施設（第81条—第87条）
- 第13章 児童自立支援施設（第88条—第97条）
- 第14章 児童家庭支援センター（第98条—第100条）
- 第15章 雑則（第101条・第102条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「

法」という。) 第59条の4第1項の規定により適用される法第45条の規定に基づき、東京都板橋区(以下「区」という。)における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第3条及び第4条において「最低基準」という。)を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者(以下「入所者」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 区長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する児童福祉施設に対し、東京都板橋区児童福祉審議会(東京都板橋区児童福祉審議会条例(令和4年板橋区条例第 号)第1条に規定する東京都板橋区児童福祉審議会をいう。)の意見を聴き、最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて設備を有し、又は運営する児童福祉施設は、最低基準を理由として、設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第5条 児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するよう努めるとともに、当該運営内容について評価を行い、結果を公表

するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けるとともに、採光、換気その他の入所者の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

(職員の一般的要件)

第6条 入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備えるとともに、児童福祉事業に熱意を有し、かつ、その理論及び実務について訓練を受けた者とする。

(職員の知識及び技能の向上等)

第7条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員として必要に応じ兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所者への平等取扱原則)

第9条 児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第10条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第11条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置を講じるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為をする等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第12条 児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。

2 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（以下「障害児入所施設等」という。）を除く。）は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

4 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を保持することができるよう入浴させ、

又は清しきししなければならない。

(食事)

第13条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）

は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設の調理室で調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理する場合は、この限りでない。

4 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

第14条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項において同じ。）の長は、入所者に対する入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条、第13条及び第17条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、板橋区規則（以下「規則」という。）で定める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する入所者に対する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記録するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除又は停止等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

3 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第15条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(規程)

第16条 児童福祉施設（保育所を除く。）は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第17条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況

を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第18条 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の解決に当たって、当該施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、区、都道府県又は他の区市町村から、当該施設の行った援助に関し当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第20条 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。）は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところ

により行わなければならない。

- 3 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を策定し、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 4 障害児入所施設等は、避難訓練、消火訓練、救出訓練その他必要な訓練を規則で定めるところにより行わなければならない。
- 5 前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制における早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第2章 助産施設

(種類)

第22条 助産施設は、第一種助産施設（病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）であるものをいう。以下同じ。）及び第二種助産施設（同法第2条に規定する助産所であるものをいう。以下同じ。）とする。

(入所させる妊産婦)

第23条 助産施設は、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のある場合に限り、その他の妊産婦を入所させることが

できる。

(第二種助産施設の職員)

第24条 第二種助産施設は、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第25条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのある場合は、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させ、又は入院させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要する場合は、この限りでない。

第3章 乳児院

(設備の基準)

第26条 乳児院の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人以上を入所させる乳児院にあつては寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を、乳幼児10人未満を入所させる乳児院にあつては乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第27条 乳児院（乳幼児10人以上を入所させる乳児院に限る。）は、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第6号の調理員を置かないことができる。

(1) 医師又は嘱託医（小児科の診療に相当の経験を有する者に限る。）

(2) 看護師

(3) 個別対応職員

(4) 家庭支援専門相談員

(5) 栄養士

(6) 調理員

2 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院に限る。）は、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 嘱託医

(2) 看護師

(3) 家庭支援専門相談員

(4) 調理員又はこれに代わる者

3 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4 乳児院は、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者に心理療法を行う場合（当該乳幼児又はその保護者の合計数が10人以上である場合に限る。）は、心理療法担当職員を置かなければならない。

5 心理療法担当職員は、大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）（短期大学を除く。）若しくは大学院（同法第97条に規定する大学院をいう。以下同じ。）において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、乳児院の職員は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（乳児院の長の資格等）

第28条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適

切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者
- (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

2 乳児院の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（養育）

第29条 乳児院における養育は、規則で定めるところにより、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、人格の形成に資するものでなければならない。

2 乳児院は、入所している乳幼児の家庭環境の調整に当たっては、当該乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

（乳児の観察）

第30条 乳児院（乳幼児10人以上を入所させる乳児院に限る。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第31条 乳児院の長は、第29条に規定する目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、当該乳幼児及びその家庭の状況等を勘案し、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第32条 乳児院は、法第37条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、結果を公表し、常に改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第33条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。

第4章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第34条 母子生活支援施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 母子室、相談室及び集会、学習等を行う室を設けること。
- (2) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近の保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要がある場合は、保育所の設備に準ずる設備を設けること。
- (3) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設にあつては静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設にあつては医務室及び静養室を設けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第35条 母子生活支援施設は、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 嘱託医
- (3) 少年を指導する職員
- (4) 調理員又はこれに代わる者

2 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる母子に心理療法を行う場合（当該母子の合計数が10人以上である場合に限る。）は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第27条第5項の規定

を準用する。

- 3 母子生活支援施設は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合は、個別対応職員を置かなければならない。
- 4 母子支援員及び少年を指導する職員の員数については、規則で定める基準を満たさなければならない。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第36条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第37条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第51条第2項第1号及び第57条第1号において同じ。）
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 精神保健福祉士の資格を有する者

(5) 高等学校（学校教育法第1条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）若しくは中等教育学校（同条に規定する中等教育学校をいう。以下同じ。）を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第38条 母子生活支援施設における生活支援は、母子ともに入所する施設の特性を生かしつつ、入所中の母子の自立の促進を目的とし、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、当該母子の家庭生活及び就業の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により行わなければならない。

（自立支援計画の策定及び業務の質の評価等）

第39条 母子生活支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第29条」とあるのは「第38条」と、「乳幼児」とあるのは「母子」と、第32条中「第37条」とあるのは「第38条」と読み替えるものとする。

（保育所に準ずる設備）

第40条 第34条第2号の規定により、母子生活支援施設に保育所の設備に準ずる設備を設ける場合は、次章（第44条第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、保育士の員数は、規則で定める基準によらなければならない。

（関係機関との連携）

第41条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活

支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関と連携を図らなければならない。

第5章 保育所

(設備の基準)

第42条 保育所（乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に限る。）は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。
- (3) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

2 保育所（満2歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。）は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第3号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。
- (3) 満2歳以上の幼児1人につき、保育室又は遊戯室の面積にあつては1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあつては3.3平方メートル以上とすること。

3 保育所は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(保育所の設備の基準の特例)

第43条 第13条第1項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす保育所は、当該保育所に入所している満3歳以上の幼児に対する食事を当該保育所外で調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(職員)

第44条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(保育時間等)

第45条 保育所における保育時間は、原則として1日につき8時間とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。

2 保育所における開所時間は、規則で定める基準によるものとする。

(保育の内容)

第46条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

(保護者との連絡)

第47条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(自己評価)

第48条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(第三者評価)

第49条 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第6章 児童厚生施設

(設備の基準)

第50条 児童厚生施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 屋外の児童厚生施設は、広場、遊具及び便所を設けること。

(2) 屋内の児童厚生施設は、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第51条 児童厚生施設は、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

(2) 保育士の資格を有する者

(3) 社会福祉士の資格を有する者

(4) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第52条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、地域における健全育成活動の推進を図るよう行うものとする。

(保護者との連絡)

第53条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動について、当該児童の保護者に連絡しなければならない。

第7章 児童養護施設

(設備の基準)

第54条 児童養護施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- (2) 児童30人以上を入所させる児童養護施設には、前号の設備に加えて、医務室及び静養室を設けること。
- (3) 入所している児童の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備(第63条において「職業指導に必要な設備」という。)を設けること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第55条 児童養護施設は、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)
 - (2) 嘱託医
 - (3) 保育士
 - (4) 個別対応職員
 - (5) 家庭支援専門相談員
 - (6) 栄養士
 - (7) 調理員
 - (8) 看護師(乳児が入所している施設に限る。)
- 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 3 児童養護施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければなら

らない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第27条第5項の規定を準用する。

- 4 児童養護施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。
- 5 児童指導員、保育士及び看護師の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(児童養護施設の長の資格等)

第56条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第57条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者

- (5) 大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を卒業した者
- (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、学校教育法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、区長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者で、区長が適当と認めたもの（養護）

第58条 児童養護施設における養護は、児童の安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長と自立の支援を目的として行わなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

第59条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童が適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の

支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童が適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び実習、講習その他の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第60条 児童養護施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第29条」とあるのは「第58条」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第32条中「第37条」とあるのは「第41条」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第61条 児童養護施設の長は、児童指導員又は保育士のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第62条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と連携を図らなければならない。

第8章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第63条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童30人未満を入所させる施設であって主として知的障がいのある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童3

0人未満を入所させる施設であって主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

(2) 主として知的障がいのある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
イ 浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

(5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場
イ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

(6) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第64条 主として知的障がいのある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員

(3) 保育士

(4) 栄養士

(5) 調理員

(6) 児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

2 主として知的障がいのある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第75条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。

7 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては同項第4号の栄養

士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。

9 福祉型障害児入所施設は、心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。

10 心理指導担当職員の資格については、第27条第5項の規定を準用する。

11 児童指導員、保育士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(生活指導、学習指導及び職業指導)

第65条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後、可能な限り社会に適応できるよう行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第59条第2項の規定を準用する。

3 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう行わなければならない。

4 前項の規定によるもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第59条第3項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第66条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、当該計画に基づき当該児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、当該障害児入所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより当該児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第67条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福

祉型障害児入所施設を除く。)については、第61条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第68条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第69条 主として知的障がいのある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第70条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障がいの状況を精密に診断し、治療が可能な者については、可能な限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第14条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障がいの原因及びその状況を精密に診断し、入所の継続の必要性について考慮しなければならない。

第9章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第71条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- (2) 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、この限りでない。

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第72条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設は、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 病院として必要な職員
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 児童発達支援管理責任者

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設は、第2項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

5 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

6 児童指導員及び保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(準用)

第73条 第61条、第65条及び第68条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。）について準用する。

2 第66条の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

3 第69条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

4 第70条第2項の規定は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

第10章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第74条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 主として知的障がいのある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- (3) 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- (4) 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第75条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）は、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 嘱託医
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 栄養士
- (5) 調理員
- (6) 児童発達支援管理責任者
- (7) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。第8項において同じ。）（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）
- (8) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通所させる施設である場合 前項第4号の栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設である場合 前項第5号の調理員
- (3) 次のいずれかに該当する場合 前項第8号の看護職員
 - ア 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合
 - イ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る

事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合

ウ 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合

- 3 主として知的障がいのある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 4 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項各号に掲げる職員及び言語聴覚士を置かなければならない。この場合において、第2項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターにおける職員の配置について準用する。
- 5 主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 6 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターは、第1項第1号から第7号までに掲げる職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通所させる施設にあっては同項第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては同項第5号の調理員を置かないことができる。
- 7 主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ

及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員、言語聴覚士及び看護職員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(保護者等との連絡)

第76条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を担当した児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導につき、協力を求めなければならない。

(準用)

第77条 第65条第1項及び第66条の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第66条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

2 第69条の規定は、主として知的障がいのある児童を通所させる福祉型児童発達支援センターについて準用する。

3 第70条第1項の規定は、主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、同項中「盲ろうあ」とあるのは、「難聴」と読み替えるものとする。

第11章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第78条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

(2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第79条 医療型児童発達支援センターは、次の各号に掲げる職員を置

かなければならない。

- (1) 診療所として必要な職員
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護師
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

(準用)

第80条 第65条第1項、第66条、第70条第2項及び第76条の規定は、医療型児童発達支援センターについて準用する。この場合において、第66条中「障害児入所支援」とあるのは、「障害児通所支援」と読み替えるものとする。

第12章 児童心理治療施設

(設備の基準)

第81条 児童心理治療施設は、児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けるとともに、規則で定める設備に係る基準を満たさなければならない。

(職員)

第82条 児童心理治療施設は、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第9号の調理員を置かないことができる。

- (1) 医師
- (2) 心理療法担当職員
- (3) 児童指導員
- (4) 保育士
- (5) 看護師
- (6) 個別対応職員
- (7) 家庭支援専門相談員
- (8) 栄養士

(9) 調理員

- 2 医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。
- 3 心理療法担当職員は、大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を卒業した者又は心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団に対する心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。
- 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 5 心理療法担当職員、児童指導員及び保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

（児童心理治療施設の長の資格等）

第83条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、規則で定める基準を満たすもの

- 2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。ただし、や

むを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第84条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童が社会に適応できるようその能力の回復を図り、当該児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整に当たっては、入所している児童の保護者に当該児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第85条 児童心理治療施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第29条」とあるのは「第84条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第32条中「第37条」とあるのは「第43条の2」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第86条 児童心理治療施設における児童と起居を共にする職員については、第61条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第87条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関と連携を図らなければならない。

第13章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第88条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備の基準については、学校教育法第3条の規定による小学校、中学校又は特別支援学校の設置基準における設備に係る規定を準用する。ただし、学科指導を行わ

ない場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する学科指導に関する設備以外の設備については、第54条第1号から第3号までの規定を準用するほか、規則で定める基準を満たさなければならない。

(職員)

第89条 児童自立支援施設は、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては第7号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては第8号の調理員を置かないことができる。

- (1) 児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）
- (3) 嘱託医
- (4) 医師又は嘱託医（精神科の診療に相当の経験を有する者に限る。）
- (5) 個別対応職員
- (6) 家庭支援専門相談員
- (7) 栄養士
- (8) 調理員

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 児童自立支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合は、心理療法担当職員を置かなければならない。この場合において、心理療法担当職員の資格については、第82条第3項の規定を準用する。

4 児童自立支援施設は、実習設備を設けて職業指導を行う場合は、職業指導員を置かなければならない。

5 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格)

第90条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条に規定する人材育成センター（以下この項において「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得するための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 児童自立支援専門員の職にあった者等児童自立支援事業に5年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、3年以上）従事した者
- (4) 区長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める基準を満たすもの

2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質向上のための研修を受講するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第91条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 医師（精神保健に関して学識経験を有する者に限る。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 都道府県知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(4) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(5) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める基準を満たすもの
(児童生活支援員の資格)

第92条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 3年以上児童自立支援事業に従事した者
(生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整)

第93条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、入所している児童が適性、能力等に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営むことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 児童自立支援施設における学科指導については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合は、この限りでない。

3 児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第59条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(自立支援計画の策定及び業務の質の評価等)

第94条 児童自立支援施設における自立支援計画の策定及び業務の質の評価等については、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第29条」とあるのは「第93条第1項」と、「乳幼児」とあるのは「児童」と、第32条中「第37条」とあるのは「第44条」と読み替えるものとする。

(児童と起居を共にする職員)

第95条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員又は児童生活

支援員のうち少なくとも1人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第96条 児童自立支援施設の長と関係機関との連携については、第62条の規定を準用する。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第97条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、心理学的及び精神医学的な観点からの診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第14章 児童家庭支援センター

(設備の基準)

第98条 児童家庭支援センターは、相談室を設けなければならない。

(職員)

第99条 児童家庭支援センターは、法第13条第3項各号のいずれかに該当する者を、法第44条の2第1項に規定する業務(次条において「支援業務」という。)を担当する職員として置かななければならない。

(支援業務を行うに当たって遵守すべき事項)

第100条 児童家庭支援センターは、児童、保護者等の意向の把握に努めなければならない。

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、区市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、支援業務を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターは、付置されている施設との緊密な連携を図るとともに、その支援業務を円滑に行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

第15章 雑則

(電磁的記録)

第101条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第102条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第42条第1項第3号の規定の適用については、同号中「あること。」とあるのは、「あること。ただし、年度の途中で乳児又は満2歳に満たない幼児の年齢別定員の合計を超えて入所させる場合は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.5平方メートル以上とすることができる。」と読み替えるものとする。

3 第37条第5号、第51条第2項第4号及び第57条第8号に規定する高等学校は中等学校令（昭和18年勅令第36号）第1条の規定による中等学校を含み、第27条第5項（第35条第2項又は第55条第3項において準用する場合を含む。）、第57条第4号、第82条第3項（第89条第3項において準用する場合を含む。）に規定す

る大学は大学令（大正7年勅令第388号）第1条の規定による大学を含むものとする。

- 4 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第81条から第83条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第90条から第92条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。
- 5 第90条から第92条までの規定にかかわらず、平成19年4月1日前から児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第29号）による改正前の児童福祉施設最低基準第81条から第83条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者については、第90条から第92条までに規定する児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員とみなす。
- 6 平成23年6月17日前から存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（同日において建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）における第26条第1号、第34条第1号又は第54条第1号（第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第26条第1号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、「室及び相談室」とあるのは「室」と、第34条第1号中「相談室及び集会、学習等を行う室を設けること」とあるのは「集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる」と、第54条第1号中「居室、相談室」とあるのは「居室」と読み替えるものとする。
- 7 平成23年6月17日前から乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第27条第3項、第55条第2項、第82条第4項又は第89条第2項の

規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。

8 平成23年9月1日前から乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、第28条第1項、第36条第1項、第56条第1項又は第83条第1項の規定にかかわらず、当該施設の長である者とみなす。

9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第12条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

10 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第21条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する必要がある。